

第755回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 平成18年12月20日(火)午後2時から

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席委員 藤村委員長，櫻井委員，山田委員，佐々木委員，小野寺委員，佐々木教育長

4 説明のため出席した者

鈴木教育次長，矢吹教育次長，佐藤参事兼総務課長，菅原教育企画室長，安井教職員課長，菅原義務教育課長，村上障害児教育室長，今野高校教育課長補佐，氏家施設整備課長，菊地スポーツ健康課長，岩間参事兼生涯学習課長，加藤文化財保護課長ほか

5 開 会 午後2時3分

6 第754回教育委員会会議録の承認について

委員長 (委員全員に諮って)承認。

7 第755回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名，議事日程について

委員長 山田委員及び佐々木委員を指名
議事日程は配付のとおり

8 議 事

第1号議案 校長及び教員の採用手続に関する規則の一部改正について

(説明：教育長)

「校長及び教員の採用手続に関する規則の一部改正について」御説明申し上げます。

資料は1ページから5ページまでとなる。

まず，改正の理由であるが，児童生徒等の障害の重複化に対応した適切な教育を行うため，現在の盲学校，聾学校，養護学校から障害の種別を超えた「特別支援学校」に一本化するなどの「学校教育法等の一部を改正する法律」が6月に公布され，平成19年4月から施行されることになった。また，法律の改正を受け，関係条例について所要の改正を行うため，「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」が，11月県議会で可決成立した。

このことを受けて，今回関係規則を改正するものである。当該議案以下，第5号議案ま

だが同様の理由による改正となっている。改正後の規則は全て平成19年4月1日から施行することとなっている。

次に、本議案の内容であるが、お手元の資料の3ページ以降の新旧対照表を御覧願いたい。第2条で定める様式第4号中の「特殊教育」という文言を「特別支援教育」に、また、様式第8号中の「特殊教育諸学校」という文言を「特別支援学校」に改めるものである。

よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

(質疑なし)

委員長 (委員全員に諮って) 可決。

第2号議案 宮城県特殊教育センター管理規則の一部改正について

(説明：教育長)

「宮城県特殊教育センター管理規則の一部改正について」御説明申し上げます。

資料は6ページから8ページまでとなる。

改正の理由については、前号議案と同様である。

本議案の内容であるが、お手元の資料の8ページの新旧対照表を御覧願いたい。規則の名称を従来の「宮城県特殊教育センター管理規則」から「宮城県特別支援教育センター管理規則」に改正するとともに、各条文中の「特殊教育」という文言を「特別支援教育」に、また、第2条第1号中の「心身障害児」という文言を「障害児」に改めるものである。

よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

(質疑なし)

委員長 (委員全員に諮って) 可決。

第3号議案 県立特殊教育学校学則の一部改正について

(説明：教育長)

「県立特殊教育学校学則の一部改正について」御説明申し上げます。

資料は、9ページから14ページまでとなる。

改正の理由は、前号議案と同様である。

本議案の内容であるが、お手元の資料の12ページ以降の新旧対照表を御覧願いたい。各条文中の「特殊教育学校」、「盲学校、聾学校及び(又は)養護学校」、「聾学校」という文言を「特別支援学校」に改めるものである。

よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

(質疑なし)

委員長 (委員全員に諮って) 可決。

第4号議案 県立学校の管理に関する規則の一部改正について

(説明：教育長)

「県立学校の管理に関する規則の一部改正について」御説明申し上げます。

資料は、15ページから18ページまでとなる。

改正の理由については、前号議案と同様であるが、国の「学校教育法施行規則」が改正され、引用している条文の番号が変更されたために、関係部分についても併せて改正するものである。

本議案の内容であるが、お手元の資料の17ページ及び18ページの新旧対照表を御覧願いたい。

まず、第8条中の「聾学校」、第15条、第22条の2、第23条中の「盲学校、聾学校及び養護学校」、第21条中の「盲学校及び聾学校」という文言を「特別支援学校」に改めるとともに、併せて文言の整理を行うものである。

次に、国の「学校教育法施行規則」にかかわる改正であるが、第8条の3の「第57条の4」を「第57条の5」に改めるものである。

よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

(質疑なし)

委員長 (委員全員に諮って) 可決。

第5号議案 高等学校等育英奨学資金貸付条例施行規則の一部改正について

(説明：教育長)

「高等学校等育英奨学資金貸付条例施行規則の一部改正について」御説明申し上げます。資料については、19ページから22ページまでとなる。

改正の理由は、前号議案と同様である。

本議案の内容であるが、お手元の資料の21ページの新旧対照表を御覧願いたい。第2条及び第9条中の「盲学校、聾学校及び養護学校」という文言を「特別支援学校」に改めるとともに、併せて文言の整理を行うものである。

よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

(質疑なし)

委員長 (委員全員に諮って) 可決。

第6号議案 県立高等学校授業料の減免の特例に関する規則の制定について

(説明：教育長)

「県立高等学校授業料の減免の特例に関する規則の制定について」御説明申し上げます。資料は、23ページ及び24ページとなる。

24ページをお開き願いたい。

今回の制定は、本年10月6日の大雨等による異常気象災害を受けた家庭の生徒に係る県立高等学校の授業料に関し、被災者に対する救済措置の一環として減免措置を講じるもので、減免規則に定めている減免期間、減免額並びに申請期限の特例事項を別途定めるものである。減免対象者は、本年10月6日の大雨等による異常気象災害を受けたことにより平成18年度の市町村民税、固定資産税又は国民健康保険税の減免を受けた者と生計を同じくする生徒を対象としている。減免額は、平成18年度第3期及び第4期の授業料、全日制であると57,600円、定時制であると15,600円が対象となるが、それぞ

れの額に，大雨等の異常気象災害を受けたことによる平成18年度分の市町村民税，固定資産税又は国民健康保険税に係る減免割合を乗じて得た額としている。

なお，今回制定する規則は公布日から施行することとし，この規則は，平成19年3月31日限りで失効することとしている。また，今回の特例規則の制定は，過去の冷害等異常気象災害の減免の取扱いと同様である。

以上のとおりであるので，よろしく御審議をお願い申し上げます。

(質 疑)

櫻井委員 具体的にはどの程度の金額が減免されるのか。一般的な例で構わないので教えてほしい。

教育長 全日制であると3期，4期分全額の授業料ということになると57,600円，半年分である。定時制であると15,600円となる。

櫻井委員 それが全部か。

教育長 全額である。

櫻井委員 第4条のところを見ると「第3期及び第4期の授業料のそれぞれの額に，災害を受けたことによる税又は健康保険税に係る減免割合を乗じて得た額」と書いてあるが，そこを教えてほしい。

教育長 これは市町村で市町村民税とか何かの減免措置を講じている訳であるが，その率が例えば2分の1であると授業料も2分の1，57,600円の2分の1になると，そういう意味になる。市町村のあくまで減免割合に応じて授業料の減免割合も決めるというそういう仕組みになっている。

櫻井委員 そうするとほとんどのところは，税金の方も健康保険とかも減免割合は付いているので実際には全額になるところが多いのか，家庭としてはかなり楽になるのか。

教育長 被災の程度によって違って来るかとは思いますが，かなり大きな被災を受けた方であると全額になる。

高校教育課長補佐 実際に内々調べてみたが，大体10名ほどが対象者であり，あとの位減免になるかは今現在市町村の方で減免の調査を行っているのですが，その後でないかと実際どうなるかは分からない。

櫻井委員 10名という具体的な人数を聞いて良かった。

委員長 (委員全員に諮って)可決。

第7号議案 平成20年度宮城県立高等学校入学者選抜方針について

(説明：教育長)

「平成20年度宮城県立高等学校入学者選抜方針について」御説明申し上げます。

資料は，25ページから27ページまでとなる。

平成20年度宮城県立高等学校入学者選抜方針及び日程については，7月13日開催の第1回高等学校入学者選抜審議会に諮問し，11月20日開催の第2回審議会において答申をいただいたところである。

まず、資料の26ページをお開き願いたい。平成20年度の宮城県立高等学校入学者選抜方針であるが、前文では、いわゆる基本理念を示し、続いてそれを具体化したものとして「1の基本原則」を掲げ、「2の推薦入試」以降においてそれぞれの選抜に係る方針を述べている。内容としては、平成19年度の選抜方針を踏襲している。

次に、資料の27ページをお開き願いたい。平成20年度の選抜日程であるが、推薦入試の面接等実施日及び連携型入試の実施日については、その前後の予備調査、出願期間、合格発表日までの期間等を総合的に勘案し、1月31日とした。また、推薦入試及び連携型入試の合格発表日については、これまで同様1週間後の2月7日とした。

一般入試の学力検査日及び合格発表日については、第二次募集の出願期間及び学力検査等の実施日を確保し、各高等学校の年度末業務の円滑な実施と中学校の授業や卒業式への影響をできるだけ少なくするという基本的な考え方に基き、学力検査日を3月6日、合格発表日を3月12日とした。

よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

(質 疑)

委員長 ほとんど19年度を踏襲したということか。

教育長 そうである。

委員長 (委員全員に諮って)可決。

第8号議案 職員の人事について

委員長 委員全員に諮った上で、第8号議案については、人事に関するこのため、その審議については秘密会とする旨決定。

会議録は別紙のとおり(秘密会のため公開しない)。

9 課長報告等

(1) いじめの問題の指導に関する点検結果について

(説明：義務教育課長)

それでは、「いじめの問題の指導に関する点検結果について」御説明申し上げます。

資料は、1ページから7ページとなる。

はじめに、小・中学校及び市町村教育委員会に係る点検結果について説明申し上げます。資料の1ページをお開き願いたい。

今回の調査は、相次ぐいじめを苦にした自殺等のいじめ問題を受けて、小・中学校においては、10月23日に市町村教育委員会生徒指導担当者会議を開催し、いじめ防止についての各学校及び市町村教育委員会の取組の徹底を図り、さらに、各学校の教諭と管理職及び市町村教育委員会を対象に、いじめ防止に向けた取組を調査したものである。

調査の結果、1ページから3ページに記載のとおり市町村教育委員会及び各学校とも「いじめはどの学校にも起こり得る」こと、「絶対に許されない行為だ」ということを強く認識することについては、「十分行われている」と回答した割合が高く、各学校・市町村教育委員会はいじめの認識と課題認識をもって指導に当たっているということが確認できた。

しかし一方において、担任一人が抱え込まず学校全体で協同体制で取り組むということや、関係機関との連携、子ども達のいじめに対応する力量を高める教員研修の実施、保護者・地域社会への情報提供については十分とは言えない結果であった。また、教諭と管理職間については回答に大きな差はなかったものの、学校と教育委員会との間では、協同体制や情報提供、教員研修の項目では差が見られた。

県教育委員会として、今回の調査結果に基づいて、今月12日(火)に、県内全公立・私立小・中・高等学校等の教頭を対象に「いじめ問題連絡会議」を開催し、校内体制の一層の整備や保護者等への情報提供、教員のいじめ防止に対する研修の充実などについて周知・徹底を図ったところである。

今後とも、学校、家庭、地域、市町村教育委員会、関係機関が一体となっていじめの早期発見・早期対応といじめを許さない学校づくりに取り組んで参りたいと考えている。

以上、小・中学校及び市町村教育委員会分について報告申し上げます。

(説明：高校教育課課長補佐)

それでは、いじめの関係、高校分について御報告申し上げます。

資料は、4ページから6ページになる。

資料の4ページをお開き願いたい。まず、調査の対象であるが、定時制・分校を含めて県立高校94校に「いじめ問題の点検」を行い、さらに事務職員や非常勤講師等を除く全教職員に対して「いじめの問題の指導に関する個人点検」調査を行った。

調査の結果であるが、学校点検調査については、「いじめの認識」や「相談しやすい環境づくり」、これらについては「十分行われている」と回答した割合が高かった訳ではあるが、「関係機関との連携」「保護者・地域社会への情報提供」、これらについては、十分とは言えないと回答した割合が高い結果となった。また、個人点検調査については、「生徒との好ましい関係の醸成」「いじめの認識」は「十分行われている」と回答した割合が高かったものの、「家庭・地域社会との密接な関係」は十分とは言えないと回答した割合が高い結果となった。

全体として言えることは、いじめは許されないとの認識はしっかり持ちつつ、指導に当たっているものの、家庭、地域などとの連携が不十分というような捉え方をしているという結果であった。

今後であるが、まず今回の点検結果について12月1日に県立の各高等学校に通知し、いじめ問題に関する指導の徹底を図った。また、1月末までに今回の調査を踏まえて、各学校におけるいじめ対策についての実践例を報告してもらう予定となっている。また、その結果を基に今後「生徒指導主事研修会」等の各種会議において、より一層の指導の徹底を図って参りたいと考えている。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

委員長 今義務教育課長と高校教育課長からそれぞれについて説明していただいた訳であるが、大体状況としては同じである。このカラムのあるグラフの方は

小・中学校であるが、高校にはないのではっきりしたことは分からないが、傾向としては今言ったようなことだと思う。同じような状況でこれからどうするかということも同じようなことだと思うが、その中で色々気にかかることがある。委員の方々から質問をしていただいていい方向に持っていきたいと思うが、どうか。

佐々木委員 この小・中学校の報告を見ていると、やはりいじめの認識はあるけれどもそれに対して結局は対応をどうしたらいいのかということが、対策が取れないで一人で悩んでいる先生の姿というか、孤立している先生の姿が見えてくるような結果のように思う。職員研修というか、関係者との連絡体制とかそういう面で大変いじめはあるんだろうと思ってもそれに対して一人でどうしたらいいのかと悩んでいる先生が逆に大変お気の毒だなあという気持ちでこの報告を見ていた。その対策を徹底するよというふうな話であったが、私は一人で対応するのは大変なことだと思う。であるから各学校で具体的なその指導内容を伺わなかったのもう既に取られているのかも知れないが、例えばいじめというものを認識した先生が、グループで一つ一つの事項に対して対応していくようなグループづくりとか、あるいは症例検討会みたいなものであるとか、こういう形のいじめがあるんだろうけれども、どういうふうに対応していったらいいだろうかとすることを相談し合う実際の組織づくりを具体的にしているのかどうかを伺いたいと思う。

「指導しましょう」とか「対策取りましょう」と、そういう言葉は言っても、結局一人一人の先生が現場で困っている姿なんだと思う。具体例を出して指導されているのかどうか、あるいはそういう対策の具体化したものが挙がっているのかどうかお伺いしたいと思った。

義務教育課長 お手元の資料の7ページをお開きいただきたい。その中にいじめ防止に向けた支援体制モデルを掲載しているが、今佐々木委員の方から御指摘のあった担任等一人の教員が抱え込んでいるということについては、基本的にはこれまでもその図の真ん中程にある「校内いじめ防止対策委員会」を全ての小・中学校で作っていただいております、校長をトップにして一人の教員での対応ではなくて学校組織挙げて体制を取るというふうに学校を指導してきているところである。ただ今回の中で一人で抱え込んでという部分は、調査結果としては出てきているので、これについては学校内での情報の共有、あるいはいじめ防止対策委員会の機能を十分強化し、組織として対応してくださいということで過日実施した12日の小・中・高も含めての教頭等を対象とした連絡会議の中で市町村教委及び各学校に対して指導しているところである。ただもう一方、一人の教員が抱え込んでということと同時に、学校が非常にこの問題について苦慮しているということも今回の実態から明らかになってきているので、今申し上げた校内のいじめ防止対策委員会に加え、その上に

書いてある市町村教育委員会等が中心となった学校を支援するための「いじめ問題学校支援委員会」を全ての市町村教育委員会の方に設置するようお願いして学校を支援していただきたいということをお話している。併せて12日の連絡会議の中ではお手元には配付していないが、それぞれ全ての教員がいじめにどう対応していったらいいか、そういった力量を高めるための資料、いじめ対応マニュアルを全ての先生方が手元に置いて子どもたちの動き、あるいは声、心の変化に敏感に反応できるような、そういった情報提供も研修の一環として、研修のための資料としてお配りしている。それから今後、これまでも教員がいじめ等に対する対応のための力量についての研修は行ってきたという訳であるが、今後とも研修、あるいは教師用の指導資料等々の配付等々を通して充実強化を図って参りたいと考えている。

櫻井委員 高校の方で、「校内の専門家等との連携」というのが書いてあるが、校内の専門家というのはどういう方を指すのか。「十分行っている」とか、と回答した割合が中位の項目という(2)の のところに書いてある。

高校教育課長補佐 スクールカウンセラーが高校の場合であると月2回位ずつ訪問しているので、そういった方々との連携という形である。

櫻井委員 それで、15年ほど高校の学校医として毎月、先生方の産業医として、それから生徒達の学校医として毎月学校に足を運んでいる者であるが、やはりいじめのバックにあるのは子ども本人の気持ちの変化で、結局メンタルヘルスの問題、鬱が出てそして自分ではどうにもなくなって自殺に至るといような、やはり医学的な介入が必要な問題だと私は思っている。そして先生方の相談も毎月受けていると、孤立してしまう、特に学校の中であるので、うまく上司である管理職に言えない方、それから同僚にも言えない方が、私は外部から学校医として、産業医として参加している訳であるが、面談であるので1対1で話すと「実はこうなんだ」ということを早期発見できる。私が前にカウンセラーを小・中学校にも配置してはどうですかと申し上げたならば、なかなか経済的な問題で県立高校のように配置することはできませんとおっしゃったので、今学校医というのは必ず各学校にいるので、定期健康診断の時だけ行くのではなくて、もう今やメンタルヘルスという問題は日本の社会問題であるので、学校医に働きかけて、もうこれは緊急事態であるから毎月のようにとにかく雑談でもいいから、生徒、それから先生方と会うチャンスを1ヶ月に1時間でもいい、そういうのを作っていただけのように教育委員会の方から働きかけをしていただけないか。その位の危機管理をしないと、もう生徒も孤立してしまう、保護者も孤立してしまう、保護者もどこに相談したらいいか分からないと言って学校医のところには相談に見える方もいらっしゃる。であるから、カウンセラー、それから学校医、学校側、地域、それから専門家、あらゆる手段を使って対策しないと、私はもう間に合

われない時代に来ていると思う。誰でもいい，早期発見できるように対策を練っていただく時期だと思うが，教育長はどのようにお考えか。

教 育 長 学校医の活用というのはいい御提案であると思う。各学校で現実にその辺の対応が可能なかどうか，その辺のところも一応調査してみたいと思う。

櫻 井 委 員 員 会に養護教諭と一緒に学校医は入るべきだと思う。そして専門家の立場から校長にアドバイスをするとか，それから必要な場合は学校医を通して精神科の先生に紹介するだとか，専門機関を紹介するというのをこまめにやっていく努力をしないと，もう大きな，きれい事を言っていたのでは，もう立ちゆかないと思う。やはり教師にもその人その人の力量と限界があるので，サポートできる体制を作るべきだと思う。前にも「どうにか使えるかどうか学校医の利用を考えてみます」という御回答だったので，是非一步踏み込んだ動きをお見せいただきたいと思う。

委 員 長 今非常に建設的な意見をもらった訳であるが，ところで産業医ということであるが，企業には産業医というのは必ず置くことになっているが，学校での先生方のそういう面での産業医的な，メンタルヘルスとかそういう管理，相談というのはどういうふうに行っているのか。

福 利 課 長 小・中学校であると職員が50人以上いる学校数校に現在入っている。

委 員 長 学校の校医さんというのも必ずしも櫻井委員のように産業医の資格を持った方ばかりではない。ほとんど失礼であるが専門のことだけしかしないように，本当に健康診断とか検診に行くとか，校医と称しておられる先生はそういう方だけである。これは全校にそういう方を，別なそういう専門家を入れるというのは非常に難しい状況にあると思うので，そのところをうまく少ないそういう人材を使ってやれるようにしないと駄目である。

櫻 井 委 員 員 会 今日本医師会の産業医制度というのはかなり進んでおり，かなりの先生が産業医の資格を持っている。職員が50人以上であれば学校医は産業医も兼ねるといようなしぼりはあるが，そういうのは無視してでも，やはり折角学校医としてタッチしている方であれば何も職員が50人以上いなくとも私は先生方の健康管理にもタッチするぐらいの力量の方はいっぱいいらっしゃると思う。そして大きな懐で産業医もやってもらうから給料を別にあげなきゃいけないなぞというけちな考えは持たずに見てくださると思うので，やっぱり働きかけ次第だと思う。医師会の学校保健の方に働きかけをしてみたい。

委 員 長 宮城県医師会も非常に沢山の人数がいる。

櫻 井 委 員 員 会 そのように色々な方面から努力していくことが私は宮城県の子どもたちを，そして先生方を救う方法だと思う。

委 員 長 今は医学的な面からの介入が必要ではないかという話であった。

山田委員 この資料にあるように緊急的な対策というのは非常に大事なことだと思うが、長期的な対策というのも今後はやはり必要になるんじゃないかなと思う。いじめというのは非常に卑劣な行為なんだよということを小学生の低学年から道徳教育の中でしっかりと教えていくというそういう、これまでもやっているだろうが、やはりさらに踏む込んだ教育方法というのを長期的に考えていただきたいなと思うが、その辺の取組状況というか、家庭での教育も勿論大事であろうが、やはり学校としてもその辺の取組を強化して対策を立てていただけたらなあと思うが、その辺の取組状況をお聞かせ願いたい。

義務教育課長 山田委員の方から長いスパンの中でいじめを起こさないような子どもたちの心の醸成を図ることも必要だというような御指摘であるが、基本的には学校の中でもいじめを出さない学校づくりということで、色々な取組をやっているが、長期的に長い時間をかけてということである。道徳教育の中で低学年の段階から仲良く遊ぶとか、他人に迷惑をかけないような行動を取るとか、そういったものが道徳教育の中にきちんと学習内容として入っているので、各学校では基本的にはやっていたというふうには私も思っているし、特別活動の中では特に学級集団の中でみんなで仲良くするための様々な集団としての取組をやっている。これについてもやっていたところであるが、今回のような状況もあるので、教員研修の場面になる訳であるが、そういったところでいじめ防止という切り口の中でもう一度道徳教育とか特別活動とか、それから学校行事とか、そういったものの指導強化ということについて働きかけて参りたいというふうには思っている。

佐々木委員 このことの対策について国の方で何か委員会のようなものをして、そのテレビの報道を見ていた時に、いじめている子どもさんを登校させないような対策を取る方がいいというような意見を出されていたように思うが、この点がどういうふうなそのことに対して対応をするのかということにはちょっと私は分からないが、結局はいじめってどんなふうにしても、どの社会にも起き得ることである。でもやっぱりいじめられても、たった一人でも自分の友達、自分を支えてくれる人、味方がいたらそんなに悲惨なことまでは行かないという可能性もあるのかなあという気がする。だから、お友達づくり、お話しすることができる相手がいるというのができるかできないかというのはとても大事な事だと思う。もしいじめというような状況があってもなくても、例えば学期の途中で1学年1年間同じクラスですずっといくんじゃなくて、半期のような、例えば、一学期、二学期、三学期のようなどの区切りのところとかで、例えばクラス替えのようなことをして、人間関係を少し変えてみるとか、そんな対策もあると、また、人間関係が変わるといじめられる方、いじめる側の力関係が変わってくるようなこともあるような気がする。であるからお友達づくりとか人間関係づくりの違う対策を、別にそれが今それし

てくださいというところまではいかないが、何か同じ困った状況の中で、どうしようどうしようじゃなくて、基本的に違う組替えをしてみるというような対策も考えてもいい。いじめの子は登校させないなんていうのはすごく思い切った発言だったと思う。でもそこまでいかななくてもそういう組み替えをしてみるなんていうのも検討してみてもいいかなあなんて思って聞いていた。それを具体化するかどうかは別としてそのような枠組みを変えてみるような対策も御検討いただいたらいいかなあと思っていた。

委員 長 先程義務教育課長が説明した中にいじめを許さない雰囲気づくりとか環境づくりということを行った。いじめを許さないということを具体的にどういうふうにすればいいのか、ちょっと漠然として分からなかった。例えば今のようなことである。いじめている子が特定されれば、どうするかということである。全体的に許さないというのはいいんがそういう漠然としたことでは何も学校学校で対策できない。退席させるまではそんなことまでは行かないまでも、いじめの元になっている方に対する対策というのは考えていかなければ駄目である。

義務教育課長 いじめを許さない学校づくりということをもう少し具体的に申し上げますと、一つは人権に関わる問題であるということとか、それからいじめられた子どもの心をかなり深刻な状況に追いやるとか、そういったいじめという言葉でもって言っているいじめが、軽減されるようなそういった課題認識ではないんだと思う。基本的には、言葉が適当かどうか分からないが、いじめは大きな非行であるし、時には犯罪にも繋がっていくというふうなものを学校、あるいは学年の発達段階できちっと教えていくということが、いじめを許さない学校づくりに繋がっていくんだと思うというふうには基本的には思う。それからもう一点は、今佐々木委員の方からもあったとおりいじめた子どもに対する学校としての毅然たる対応、これがいじめを許さない学校づくりにはどうしても必要になってくるんだと思う。ただ今回も具体的に色んな事が再生会議等々で議論されているが、これとは別に学校の姿勢として毅然たる指導を行うということについては子どもたち全体に染み渡るようなそういった指導が、学校全体の子どもたちに対する指導としては必要だろうというふうに思っているし、いじめられている子どもに対しては学校が総力をあげて守ってあげるというふうなそういった取組が必要になってくるんだと思うということである。

(2) いじめ 24 時間電話相談事業の実施について

(説明：高校教育課課長補佐)

「いじめ 24 時間電話相談事業の実施について」御説明申し上げます。

資料の 8 ページをお開き願いたい。

本年 10 月以来、いじめ問題により児童生徒が自らその命を絶つという痛ましい事件が

相次いで発生している。また、文部科学省には、これまで多くの自殺予告の手紙が届けられており、その中には本県児童生徒からのものと思われるものも含まれていた。いじめや不登校の相談については、現在各学校にスクールカウンセラーなどを配置しているほか、県教育研修センターにある不登校相談センターで電話相談・来所相談を行っており、同センターの相談件数は年間2400件余りとなっている。

しかしながら、電話による相談は平日は9時から午後8時まで、土日祝日が午前10時から午後3時までと限られている。このため、これまで不登校センターで行っていた電話相談の時間帯を拡充し、児童生徒及び保護者・教員などからのいじめなどの悩み相談に24時間対応し、いじめ問題の解決を図ることとした。緊急事態への対応という点から、実施時期は平成19年1月8日から3月31日までを予定している。設置場所は県庁内とし、不登校相談センターへの転送時間帯を含め、常時2人の相談員が対応する。

なお、電話相談員には児童生徒などの教育相談に関し識見を有する者に委嘱し、効果的な運用を図りたいと考えている。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

櫻井委員 いのちの電話などの現状を伺うとかなりの件数が相談で来ると思うが、二人で対応されると、そして話は長い人が多いと思うので、かなり長時間電話になって2本が塞がっている場合、もう何回かけても繋がらないなぞということがあると相談のチャンスを失う人も多いと思うが、はじめてみて非常に件数が多ければその人数を増やす予定はあるのか。あと期間に関しても私はそんな3月31日ではい終わりっていうものではないと思うが、深刻であればどんどんどんどん期間を長くして常時開設する、そしてもうこれはホットラインとして何時でも聞いてもらえるんだっていうのを、全県民が知り得るところまでPRすべきだと思うが、どのようにお考えか。

高校教育課長補佐 現行も午後8時までであるが夜間一部相談業務を行っている。その相談の実態を鑑みると二人で十分なのかなあとということで、1日夜間であると1~2件位の話だったかと記憶している。そういったことから類推して二人で間に合うのかなあとということで、あと3月31日までの話については、今後相談の動きとかどういったボリュームがあるのか、その辺を色々見据えながら検討させていただきたいというふうに思っている。

櫻井委員 私もあまり電話相談のことを認識してなかった位なので、知らない人が一杯いると思う。PRの方法によってはものすごく皆さん相談に来る可能性が私はすごく高いと思うが、それでも間に合うと思うか。

高校教育課長補佐 相談の件数を見ながら適切に対応して参りたいと思っている。

櫻井委員 スピーディに適切に対応してほしいと思う。少なくともいつも話し中ということがないようにお願いしたいと思う。

小野寺委員 早期発見、早期対応というのが本当に大事だと私は思う。ただその根っこ

にあるのはいわゆるいじめを防止するというそういう土壌づくりだと思う。それについては義務教育課長さんがお話になったことであるが、これは本当に大事なことであるのでどうか実行のあるものにしていただきたいと思う。それからいわゆる電話相談についてであるが、生徒がやはり電話しやすいような状況を作らなければいけないと思う。「あれ何処に電話すればいいんだいな」というふうに調べるようではどうかなあと思う。その辺の工夫であるが、名刺みないなものでやるとか、あるいは市町村でもこの辺はかなりやっている。生徒が気安く利用できるようなものになればさらに活用されるのかなあというふうに思った。

義務教育課長 今小野寺委員からあったとおり、県教委で申し上げると色んな広報物、それから過日行われた12日の会議の中でも相談窓口については再度全ての子どもたち、保護者に行き渡るようにということで、改めて資料を添付してお願いしてあるし、それから各いじめ110番とか、あるいは子ども家庭110番というような終日を通して行っている窓口がある訳であるが、これについてもカード化したものを全ての子どもたちに配付できるようにそれぞれの団体に配付しており、子どもたちはこれを活用して、県教委にも電話があるし、センターの方にも行くし、それぞれの人権擁護委員とか、そういった相談機関にやっているようであるので、十分かということ実態としてはまだ把握していないが、活用しているなという実感を持っている。

(3) 平成19年度県立中学校入学者選抜の出願者数について

(説明：高校教育課課長補佐)

「平成19年度県立中学校入学者選抜の出願者数について」御説明申し上げます。

資料は、9ページとなる。平成17年4月に開校した県内初の併設型中高一貫教育校として開校した宮城県古川黎明中学校の平成19年度入学者選抜の出願が12月15日に締め切られ、資料のとおり出願者数がまとまったので御報告申し上げます。

まず、募集定員は男女合わせて80名のところ、出願者数は男子が85名、女子が210名の合計295名であった。出願倍率は3.69倍である。昨年度は男子が77名、女子が232名の合計309名で、出願倍率が3.86倍であったので、昨年度と比べ、若干倍率が下がった。また、出願者の男女の比率であるが、男子は29%で昨年度より4%増えた。出願者のうち、県外からの出願者が2名、また、海外の日本人学校からの受検者が1名と、県外からの受検生が昨年より増加した。今年度も適性検査は、古川黎明中学校・高等学校で来年1月13日(土)に実施し、1月19日(金)に郵送により合格発表する予定としている。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質疑なし)

(4) 第二女子高校の男女共学化及び中高一貫教育校への移行に伴う校名案の募集について

(説明：高校教育課課長補佐)

「第二女子高校の男女共学化及び中高一貫教育校への移行に伴う校名案の募集について」御説明申し上げます。

資料は、10ページと11ページとなる。

本県では、平成13年3月に策定・公表した「県立高校将来構想」に基づき、平成22年度までに全ての県立高校を男女共学化することを決定している。今回、報告する第二女子高校は、昨年10月に、平成22年度から男女共学化し併設型中高一貫教育校となることを決定し、発表しているところであるが、共学校に移行することに伴って、学校の名称を変更するものである。これを受けて、第二女子高校が改編された後においても、将来にわたり地元をはじめとして広く県民の方々から親しまれ、愛される学校となるように校名案を広く募集しようとするものである。

なお、第二女子高校では、中高一貫教育校への移行ということで、受験対象が現在の小学生に及ぶことを勘案して、改編の内容をできる限り広く周知し理解を深めていただくため、従来スケジュールよりも時期を前倒しし、長い期間をとって募集をすることとしている。

それでは初めに「1 校名案募集の方法」について御説明申し上げます。応募方法については、所定の応募用紙または官製はがきによるほか、ファクシミリ、電子メールでも可能としている。応募先、応募方法については、配付資料に記載のとおりである。応募に際しての留意事項については、配付資料に記載のとおり、 から の条件を付している。

資料の11ページをお開き願いたい。「2 校名の決定について」及び「3 スケジュール(予定)」を御覧願いたい。まず、校名の決定であるが、応募のあった校名に関するアイデアについて、同窓会などの学校関係者で構成する校名推薦委員会を開催し検討を行い、その結果を踏まえ、県教育委員会で校名案を決定し、最終的には県議会への付議、県立学校条例の改正により正式に決定する予定となっている。スケジュールについては記載のとおりであるが、来年5月20日までに新校名案のアイデアを募集し、9月までに3回程度の校名推薦委員会を予定している。その結果を踏まえて、平成20年2月から6月頃を目途に、県教育委員会が校名案原案を決定し仮称名として公表する予定としている。

以上、御報告する。

(質 疑)

櫻井委員 現在、一女高の校名の募集をしているところであるが、一女高の校名の応募に際しては留意事項でここに書いてあるような から のようなものがなかったと思う。「序列を表す番号等は用いないこと」なぞというのはなかったと記憶しているが、どうして違うのか。

高校教育課長補佐 一女高の場合については、確かに「序列を表す番号等は用いないこと」というのは明示的には書いていなかったが、実際の選考過程についてはそういったことを配慮するというので、二女については、こういった形で明示的に示した方がいいだろうという判断があり、今回こういう形にさせていただいた。

櫻井委員 実際に、学校で今応募をしているのを見ても、新聞に載っているのを

見ても、序列という表示はなかったものであるから、まだ開いていないので分からないが、やっぱり皆さん序列はいいんだっていうふうに思って応募をしているケースがあると思う。だからもし序列をしていけないのであれば二女高のように最初から明記すべきだと思う。一女高の場合は明記しなくて今応募してて、そしてもし序列が入っていて、実はこれは最初からしないつもりだったと言っても、私は応募した人達は納得しないと思うがどうお考えか。

高校教育課長補佐

今委員がおっしゃられたとおりそういった誤解を生まないようにという
か、そういったつもりで今回はこういった形で明示をさせていただいた。先
般の委員会でも委員から序列についてはということで質問があり、「それにつ
いては原則としてそういったものは使わない形で考えております」という
ふうに回答させていただいているところである。

櫻井委員

ただ一般の方はどう思うか。

鈴木次長

教育委員会というか高校教育課という所管のところでは原則的な考え方は
今言ったように序列というか、1とか2とか3というのは原則使わないとい
うことにはしている。それはもう大分前に基本的な考え方として決めている
ということである。その上で各学校がやっぱり色々な事情というか、先程も
申し上げたようにOGというかOBというかそういう皆さんも入ったところ
でその辺のところも検討していただいているという中身もあり、それぞれの
学校で多少考え方に対する温度差があったりして、そこは原則とはしつつも
最終は学校のそういう委員会での決め方の主体性というかそういうふうなこ
とを重視したいというふうには考えている。であるからそういう意味で現在
の一女と二女の考え方が若干違うというところだと思う。

櫻井委員

そうすると応募の大多数が例えば第一というのを残す案がもしあがって
くれば検討されることもあるということか。

鈴木次長

そういうことになると思う。まず第一段階として学校で応募しているとい
うことであるので、学校の応募の中でどういうものが推薦として我々の方
にあがってくるのかということだと思うし、我々の方としては基本的に学校で
推薦してきたものは当然最大限尊重するというスタンスでたぶん決めてい
くであろうし、ここにもお諮りしあとは最終的には条例で決めるので議会に付
議されるということになる。

佐々木委員

一女高で校名募集の公表をした時に、やはりすぐに一女高の方から男女共
学にして新しい校名募集ということについての多くの抗議あるいは御不満の
意見が寄せられたように記憶している。新聞にもあったし私個人にもあった。
ただ一女高の同窓会の方や一女高を支援される方達からのそのような御意見
をよく伺うことがあるが、二女高にはそのような新しい学校改編に対する反
対というようなことは実際にはあまりないのか。またこの公表を新聞に出し
た時にまた色々な方達が色々な意見を出してくるということも起きるんじや

ないかなあと思った。

鈴木次長 二女高に関しては今のところ聞こえてはきていない。ただ一部にはそういうふうな考えをお持ちの方はいることは間違いがないと思う。それが表立っているかどうかという話だと思う。必ずこれは100%ということはありませんのでそれが行動なりそういう反対運動を延々と続けるような姿として表れているかどうかという差だと思う。

矢吹次長 一女高の校名が出た時にあの時は公開質問状だったかと思うが、4名の方の連名であった。それ以外のことは県の方には直接来ていない。

(5) 宮城県総合運動公園総合体育館ネーミングライツ募集について

(説明：スポーツ健康課長)

資料の12ページをお開き願いたい。「宮城県総合運動公園総合体育館ネーミングライツ募集について」御報告を申し上げます。

はじめにこのネーミングライツという用語であるが、スポーツ施設などの名称にスポンサー企業の名称等を付与するという権利であり、施設命名権とも呼ばれ最近日本でも急速に広がっているものである。本県でもフルキャストスタジアム宮城、あるいはユアテックスタジアム仙台とこういった事例がある。これは施設の所有者にとっては運営資金を調達する重要な手法ということが言えるし、それからスポンサー企業としても企業の知名度とかブランドイメージ、これを高められるメリットがある。

本県の場合であるが、財政難の折ということで県有施設を活用して財源確保ができないかと色々な検討をした結果、ネーミングライツの導入も有効であろうという結論が出て、それに基づいてこの総合運動公園の総合体育館についてまず導入を図ってみようということになったものである。

この収入についてであるが、スポーツ振興に役立てる予定にしている。対象施設等についてであるが、利府にある県の総合運動公園、愛称グランディ・21という訳であるが、その体育館に導入するということであり、金額は年額2千万円程度ということで予定している。契約の期間は、19年度、20年度の2年間、募集の期間は既に始まっているが、12月11日から2月9日まで約2ヶ月という予定である。この総合体育館であるが、最大で1万人を収容でき、バスケットとかバレーボールをはじめとした室内競技大会、それから各種のイベントなどに使用されている東北最大級の施設である。しかも、電波媒体であるとか、あるいは公共交通機関の広告などに露出されている、露出度の非常に高いそういった施設でもある。従って、ネーミングライツの効果というのを十分引き出すことができるのではないかというふうに考えているので、各企業にはその点を十分考慮していただき検討をし、応募をしていただきたいと思っている訳である。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質疑なし)

(6) 「はやね はやおき あさごはん」のうたの普及について

(説明：生涯学習課長)

それでは13ページをお開き願いたい。「はやね はやおき あさごはん」のうたの普及について」御報告を申し上げる。

現在子どもの生活習慣の乱れというのが社会問題になっているということで、委員既に御存知のとおり本県においては子ども生活リズムの向上を目指して、昨年「はやね はやおき あさごはん」の推奨運動を展開しているところである。そこでこの運動をさらに積極的に展開しようということで、本県職員が作詞作曲をしたこの歌を非予算的手法により県のホームページに今週の月曜日、12月18日から全国に発信したところである。この楽曲については、本年9月30日と10月1日に夢メッセの方で「子育て応援団すこやか2006」という子育てのイベントを行ったが、このイベントに向かって作られた歌である。その後11月3日に国際センターで行った「はやね はやおき あさごはん」の「子供の生活リズム向上全国フォーラム」の時にも発表させていただいた。発表した当時から来ていただいた方々に大好評であり、こういったCDがないのかとの問い合わせ等々があったことから、これを県内はもとより全国に発信したいということで制作したものである。制作については宮城テレビさんの御協力により完成をしている。現在仙台市さんの方では全小学校でこれを普及させたいと、それから12月から2月にかけて滋賀県の方で「はやね はやおき あさごはん」一万入りレーフォーラムが行われるということで、滋賀県の方でも歌と振り付けも付いていることからそれを使用したいという申し出もあり、既に発信をしたところである。歌については司会業等々、歌も歌われるが、多賀城市在住のウィリーささきさん、それからかけ声については宮城教育大学附属小学校の1年生のみなさん、振り付けは幼児体育研究所という所に、振付イラストについては現在、石巻地域子どもセンター気仙沼支所の大石主幹が制作中である。作詞作曲については子育て支援室長の笠松洋子さんということであり、非予算的に手作りで制作をしてホームページに載せたものである。

(映像及び歌を披露)

この映像は指導者用ということで作らせていただいたので左右逆に子どもたちに見せてやっている。それから無料でダウンロードができるということで、実は有料で配布しようかなとも思ったが、それよりも無料で全国に配信した方がより効果があるのかなということで無料でダウンロードできるようにしたものである。このほかに、楽譜のページ、それから歌だけのもの、それから今後リーフレット等に振付のイラスト等を入れたもの等を整備していこうということで今やっているところである。

以上である。

(質疑)

佐々木委員 すばらしくいいもので感心した。だったらよく企業ですごい研究した方が後で色んな問題を起こしたりしたことがあるので、こういうものというのは著作権とかそういうことが将来問題になった時に、最初は勿論すばらしいもので善意でいいなあと思ったが、勿論全国に広まってみんなが「はやね はやおき あさごはん」になったらいいが、今後こういうイラストが色んな絵本に出てきたりとか、色んな例えばテレビ放映されるとか、そういう場面もちょっと考えた時に著作権とかそういうものがどうなるのか、やっぱり法的

にきちんとしていた方がいいように思った。すごく流行ると思ったので、ちょっと老婆心かもしれないが一人歩きした時とか、あとお作りになった方達の色々な努力とか、お力をやっぱり大事にするような何か法的なことは一応考えておいた方がいいんじゃないかなあと思った。

生涯学習課長 著作権については、著作権法上作られた方に著作権があるということであるが、この映像を最後まで見ていただくと著作、制作については宮城県、宮城県教育委員会という表示がされている。その辺で著作権法上は県に全てをいただいているということであるので、その辺は法的な部分は研究している。またちょっと詳細についてももう少し詳しく調べなくてはならない部分もあるかもしれないが、その辺を含めて多分大丈夫だろうというふうに思う。それからこれを文部科学省の方に発信して全国にも流していただくような手はずも整えている。

委員長 特にキャラクターなんかは大変重要で、私も肺癌学会で作った名探偵コナンの禁煙のポスターがあるが、あれを使いたいと思って講談社に話をしたらあれはものすごく高く使えない。だから自分で撮った肺の写真だけを使ったが、そういうことなのであれだって見ようによっては気に入られている方もいるし、大事にやっておいた方がいいと思う。

生涯学習課長 歌と作詞作曲の方は問題ないと思うが、お日様の最初のイラストであるが、これはウィリーさんだったか、その辺の著作権は若干調べなくてはならないかと思う。あと今後振り付けとかそういったものは県職員であるので、全て放棄をしていただくということで県に帰属をしたいというふうに考えている。

櫻井委員 題名もそれから歌詞も宮城というのが余り入っていないような気がしたが、余りそういうことは考えなかったか。宮城らしい教育という時に、「ボツ個性が宮城だよ」と私は皮肉ったことがあるが、折角のチャンスなので、でも私も色々何処に入れようかなあと思ってやったが、ちょっと字面が合わない。何処かに宮城というのが入ることは考えなかったのか。

生涯学習課長 子どもの生活リズムが乱れているというのは全国的な問題であるので、そこに宮城だけの問題ということを入れるのはちょっと難しいのかなあということと、宮城を表現するのであれば、宮城県のホームページを使っているので、そこで宮城県がやってますよということ、それから映像の最後にそういったことで宮城県の文字も入れているということである。

矢吹次長 作詞作曲者の笠松さんは小学校の音楽の先生をずっとなされた方である。著作権協会に入っていないので、協会に入っていないと著作権設定はできない。ただ何処から発信しているということだけがきちんとしていけば将来的な問題はないと考える。一つのイベントに作った曲が今こうやってメジャーになるのではないかとということで、それはその時点でまた考えるということ

になると思う。

10 協議事項

県立高等学校の通学区域（学区制）の在り方について

委員長 「県立高等学校の通学区域（学区制）の在り方について」は、前回臨時会を開催し、高等学校入学者選抜審議会の答申内容について御説明をいただいたところである。

そこで疑問点等については確認をし、また、その後、県民の方々から我々が直接意見をお聴きする意見聴取会の開催について協議を行い、来年1月14日と21日の二日間にわたって県内4か所で開催することを決定した。

本日の協議の趣旨であるが、来月の意見聴取会の開催を含め、今後学区制の在り方を検討するに当たり、学区制の意義、学区制の現況や課題など基本的な部分について委員全員が共通認識を持つ必要があると考えている。只今からその協議を行いたいと思う。

それでは、お手元に資料が用意されているので、教育企画室長から説明願う。

（説明：教育企画室長）

それではお手元の資料に沿って御説明を申し上げます。「学区制の意義と学区制を取り巻く環境の変化」ということで、まず学区制の理念、これは地方教育行政の組織及び運営に関する法律第50条に書いてあった。それは の「高校教育の普及」と の「教育の機会均等」ということで、これが基本的な学区制の理念である。この条文は後で御説明するが、その後改正されてなくなっているが、この理念はこういったことということである。それで本県であるが、昭和25年に学区制を設定しているが、その20年当時の学区制設定時、「教育機会均等の原則」これを重視する立場からこの学区制が開始された訳であるが、小さな字で書いてある。「同時に、この学区制という網をかぶせることによって「学区選択の自由の制限」という側面も有する。」ことになるが、昭和25年、本県で13学区が設定されている。その設定としては、生活圈、居住圏としての一定の地域のまとまり、あるいは学校数・収容人員、それから通学距離、交通網の実態等を考慮して13学区に設定された経緯がある。

その後、昭和40年代、特に後半に入ると受験戦争が激化している。背景として、箱の中にあるが、まずは中卒者の数であるが、昭和38年に第一次ベビーブームがありここがピーク、そしてその後平成元年に第二次ベビーブームが起きている。それをグラフにしたのが次のページの資料の1、それから資料の2である。ちょっと資料の1は、昭和54年以降の資料しかなくて大変恐縮であるが、先程申し上げたとおり左側に昭和38年に第一次ベビーブームがあり、中卒者数についてはここに書いていないが約5万人ほど、4万9千9百人の中卒者があった。これがピーク、その後、また減少していき、平成元年、この表にあるとおり35,137名の中卒者ということである。その下のグラフは高校進学者数ということである。これも進学率によって多少違ってくるが、平成元年の第二次ベビー

ブームを境にずっと中卒者数は減少していき、平成21年、22年頃から少しなだらかな線になっていくというふうな状況である。そして次の資料2が県内の学区毎に中卒者、見込みも含めてどのような推移を辿るかというのを書いた表であり、一番上に13年3月卒とあって、一番右側が0歳児である。平成33年に中卒するということであるが、このように段々減っていくという数字である。具体的な学区毎の数字をここに掲載しているということである。後で参考にしていただければというふうに思う。それから元に戻っていただければと思う。最初の資料であるが、そういう訳で中卒者のピークが二つ山があった。それから後、競争の激化の背景として高校進学率が上昇したと、昭和40年には64.7%であったが、昭和50年になると90.0%ということでこの10年間に急激に高校進学率が上昇している。それからそれと併せて中卒者が増えた。38年がピークで少し減るが、高校の数、それから高校進学率の急上昇に併せて高校の新設が始まる。泉高校は48年にでき、その後ずっと50年から仙南向山50年、多賀城51年、仙台南52年と、新設ラッシュが始まるというふうな時代があった。こういったことも受けて、昭和52年度に学区の改正がある。中身は仙台学区の南北分割というのが大きな改正である。若干この時に中部地区というような概念も入ってきているが、大きくはこの南北分割と、この趣旨であるが、ポツが二つある。「仙台学区を中心とする受験競争激化への対応」というのが一つ、それから仙台学区がすごく大きくなってきたと、先程申し上げたとおり高校がぼんぼんぼんぼん新設されていく。「県内各地区間、学区間の均衡を図る」というのが一つの理由である。教育機会均等の原則の観点からの修正、仙台学区の大学区化に伴う他学区との不均衡是正という二つの理由で52年に改正されて、南北が分割と、こういった変遷を経てまた状況が変わってきており、教育を巡る諸環境の変化ということで、先程の表で御覧になったとおり少子化、それから高校進学率の上昇、それから生徒のニーズの多様化、それから交通圏生活圏の拡大などといった環境が変わってきていると、に「高校教育の普及」ということで先程説明したが、昭和30年には50%弱、それが段々上昇してきており、18年には98.5%というふうな状況である。それで学区の理念の一つである「高校教育の機会均等」、これについて、ここに矢印が書いてあるが「量的な面での機会均等」から「質的な面での機会均等」に移行しつつあるのではないかと、「量的な面での機会均等」というのは98.5%というふうなほとんどの学区でも高校に入れる状況になってきていると、やはりこれからニーズに合った学校、あるいは特色のある学校といった、そういった選択の機会均等というのが重視されるのではないかとというふうなこと、こういうふうなことから「学校選択の自由の原則」、それから「多様な選択の機会の確保」重視の方にシフトしてきており、これを受けた形で平成13年度に改正されている。これが今の形であるが、この改正内容は御案内のとおりであるが学区を8を5に拡大し、併せて今までなかったが学区間の乗り入れ、3%の枠を新たに設定したというふうなことである。その下に「基本的な視点」とか「教育委員会への要望」と、これは審議会での答申の中身を書いており、基本的な視点、このように改正した視点としては、「生徒の学校選択の自由度の拡大」を図るというのが一つ、大きな視点である。「但し、居住地に近い高校へ通学

できるよう配慮するとともに、特定の高校や地区に志願が集中して、学校間格差や序列を生み出さないよう留意すること」、まあ今回の答申と極めて似ているようなことである。それから教育委員会の要望として「魅力ある学校づくり」を一層推進するというふうな審議会での答申になっており、それでこの3%枠の設定であるが、この3%枠については何度か資料は提供させていただいているが、改めて今回資料の4ということで、3%の活用状況を改めてここに整理したものを書いている。(1)としてH13から18年までの活用状況、それから表の2-1であるが、18年度の3%枠合格者に係る移動状況、それから(2)として充足校を並べている。(3)として3%枠の活用状況についての指摘ということでここに書いてあるが、「出願者ベース、合格者ベースともに全体として活用は低調」だと、「3%枠の活用は中部南・北地区に集中し、他地区では活用は低調」だと、「一部に充足校もあるが、その大半は中部南・北地区に集中」、「生徒にとっての活用のしにくさ」、まあ「心理的制約」というのも指摘されているというふうなことである。それから裏側に総合学科・理数科・英語科、これは普通科であるが、全県1学区であるこの総合学科・理数科・英語科の動向についても書いてあるので、後で御覧いただきたいと思う。その前の資料3について説明を省いてしまったが、これは県立高校の宮城県の配置状況を改めて全日制の普通科に限定し学区毎にどのような高校があるかプロットしてみたものである。5つの学区毎に記載している。中部の北とか南の中に欄外に箱に囲まれて星印がある。例えば仙台第三の理数科、第一女子の理数科、普通科の中でもこの理数科とか英語科、あるいは総合学科がある普通科、普通高校については星印にしているということである。残りは普通高校の普通科ということである。こういった配置になっているということで参考にさせていただければと思う。それから先程説明の中に13年度の改正で「魅力ある学校づくり」ということが教育委員会に提言されており、それに向けてこの改正以降色々教育委員会の中でも魅力づくりを実施しているところであるが、資料の5を御覧いただきたいと思う。これは今回の審議会が取りまとめた答申の中でも附属資料として付いている資料である。前回の教育委員会の中でも報告はさせていただいた資料の中であるので説明は省略させていただきたいと思う。制度面の取組がここに書いてある。それから事業面での取組として進学指導関係の事業、あるいはその下の就職関係の事業が書いてある。それから裏側にいくと特色づくりということでいくつかの事業、予算がある。それから最後に学校独自の取組ということで教育課程での取組、生徒指導、あるいは高大連携、地域連携、開かれた学校づくり等々の魅力づくりに関する施策をこのように現在やっているものを整理したものである。それから魅力ある学校づくりの一つとして資料6である。一つの進学実績であり特に特定校の集中というふうなこともあり、資料6については「仙台市以外の主な進学校の国公立大学の合格者数」を経年的に整理したものである。AからKまであり合計のところを見ていただくと平成10年度は189名の合格者があったが、その後平成13年、学区が変わった訳であるが、平成17年度、今年の3月卒業者の合計を見ると401名ということで倍増しているということで進学実績も着実に上昇しているというふうなことである。それから最初の資料に戻っていただきたいと思う。平成13年度の改正の説明

をさせていただいた。併せて平成13年の7月、この学区が規定されている法律が変わり先程申し上げた第50条が削除されて他都道府県において学区を撤廃する県が出て来ると、それでここに文科省の見解ということで法律を改正する際に大臣が答弁しているところを抜粋してみた。「高校教育の普及とそれから機会均等を図るという通学区域の意味は、今日においては制定当初と違って薄れてきているものと考えております。他方、高等学校教育におきましては、生徒の多様性が進みます中で、多様な選択の機会を確保することが重要でございます。このような観点から、このたびの改正によりまして各教育委員会において通学区域のあり方や意義について見直しが進められていくのではないかと考えております。」というふうな法律改正の背景みたいなのがここに載っている。それから平成17年3月であるが、学区制見直しの請願が県議会で採択された。資料の7を御覧いただきたいと思う。これについては前に出していなかったかもしれないので、経緯として参考に付けておいた。県議会議長あてに「公立高校全日制普通科の学区制見直しについての請願書」ということで紹介議員がここに載っている。それから次の裏側に請願の趣旨があって「宮城県は近年甚だしく低下している県の学力問題などで十分な検討を行い、公立高校全日制普通科の学区制を速やかに見直すことを請願いたします。」というふうなことで、その理由が から まで書いてある。これも後で御覧いただければと思う。それから最後に請願された方の住所、氏名等がここに書いてあるので参考にさせていただければと思う。請願の関係については以上である。それから最初の資料に戻っていただいて、最初の資料の一番最後に「学区制に関する県民等の意識」ということで、アンケート調査結果、これは昨年から今年の2月にかけて実施したものであるが、ここも一応確認しておく必要があるのかなあと、それから県民の意識という中で答申素案に対するパブリックコメント、これも様々な意見が出ていたので、このパブリックコメントの実施結果、これは審議会の方で議論し、審議会の考え方をまとめたものを資料8、一番最後の資料であるが、これについても前回の教育委員会の中で報告させていただいた資料であるが、時間の関係で前回ほとんど説明していなかったが、この資料8をみていただくと番号が振られており、県民からいただいた意見を1番から12番までに集約している。特に懸念事項とか、あるいは是非学区を撤廃すべきだといったような言わば今回意見聴取会で賛成、あるいは反対の立場と思われるような意見がこのパブリックコメントにもあり、例えばNo.5とかNo.6の御意見、これはどちらかという学区制撤廃を賛成する立場の意見かなあと、それからNo.8からNo.10については学区撤廃した場合の懸念事項についての意見かなあとと思われる。これに対する審議会の考え方がここに記載されており、これは既にこういった意見をいただいた方にもインターネット等を通じて公表している資料ということである。

私の方からは以上である。

(質 疑)

委員長 　　そういう趣旨で共通認識を持つということであるが、今説明したようなことは淡々と説明されている訳である。それをまず我々も考えながらやる訳であるが、要するに手法を変えて意見をいただいて、その時にどうするという

ことは勿論決めない訳であるので、そういう意見を聴くということが非常に大事である。やり方としては御承知かもしれないが均等に賛成の人と反対の人というのを公平に選ぶということである。その意見をそれぞれ聴いたところで教育委員の方から質問をしていくということである。決して我々は一学区にした方がいいんだとかそういうことを考えていないでそういうことについてのなんて言うか科学的といったら可笑しいが、そういうことを淡々と聴くということである。そういう質問の形式を取りたいと思う。言ってみると学会におけるワークショップみたいなものである。結論が出ない問題の取り方というか、そういうことでやっていきたいと思うがよろしいか。こっちでだからこうやるんだよとかそういうことでなくて、それに対しては例えば資料としては審議会の方からこういう回答が出ているとかそういうことでやっていって、時間があれば原則としては6人であるが、フロアからもランダムに一人か二人時間内で考え方を伺う、そういう賛成、反対均等にそれぞれの意見ということで掘り起こすということによろしいか。うまくできるかどうか分からないがそういうふうにやってみる。その資料としては今我々の知識としては今言ったようなこととか、あるいは前にもらった答申のこととか、それからほかに用意する資料があればまたお願いしようかと思っている。

小野寺委員 答申を多面的に検討していかなければいけないと思っている。それで何点かお伺いしたいことがある。一つは、3%枠に関することである。これはこの前も質問したが中間答申では撤廃と3%拡大の両論併記であった。それが撤廃の結論に絞り込まれていったんじゃないかと思うが、その辺の経緯について一つお伺いしたい。もう一つ、3%枠についての二つ目であるが、現在の入試制度で3%枠を推薦ではなく一般入試で活用した時、学区内受検者と3%を活用した受検者と合格レベルに違いはあるのか。最初にそれを伺いたい。

教育企画室長 最初の撤廃と3%枠の両論併記から撤廃を選んだ経緯についてということであるが、これについてはパブリックコメントにもその意見があり、それを受けて審議会が作った資料があり、答申の附属資料の3というのがあり、よく経緯が分からないということ踏まえて審議会の方で再度議論し、県民の方も分かるようにということで敢えて答申のほかに作った資料である。名称が「県立高等学校の通学区域の検討経過のあらまし」といった右の方に答申附属資料3と書いた通し番号でいうと27ページである。その27ページと28ページ両面に書いているが、28ページを御覧いただきたいと思う。あまり説明もしていなかったの改めて御説明申し上げたいと思う。28ページの上、「これを受けて、学区制検討小委員会では、両論併記とされた「3%枠の拡大」と「通学区域の撤廃」について比較検討しました。」ということで、「3%枠を拡大する場合」と「通学区域を撤廃する場合」の主な意見

ということで整理した。ここにも書いてあるが、3%の場合であるが、「5%枠から10%程度に拡大する場合、生徒にとって、心理的制約が相当程度残る。」、それから「20%から30%程度に拡大する場合、生徒の選択幅が広がるが、それでも生徒にとっては心理的制約が残る。また、県立高校の男女共学化、((注1)ということで下の方に共学化について書いている。)それから中部南地区・北地区の調整措置、(これは(注2)として欄外に書いているが)この関係から、特に仙台地区では、生徒にとって、より複雑で分かりにくい制度となる。」と、例えば3%枠を20に拡大した場合に今南北の調整措置というのは25あるが、それとの調整はどうなんだといったようなことをここに書いている。それから三つ目、「30%枠から40%程度に拡大する場合、実質的に通学区域の撤廃と同じ効果になる。」んではないかと、最後、「枠があること自体が、学校間の切磋琢磨による学校の活性化を妨げる大きな要因となる。」というような主な3%枠を拡大する場合の意見、それから撤廃の場合であるが、「生徒の選択肢が広がってよい。これからは、生徒の希望を重視すべき」、それから「地区外から多様な生徒を受け入れることによる高校内部の活性化、あるいは、魅力ある学校づくりをより一層促すためには、3%枠の拡大よりも撤廃の方が最も効果的」と、それから「各地域の高校の進学実績なども着実に向上しており、高校の魅力づくりをより一層進めれば、学区を撤廃しても大きな問題はない。」「周知期間をきちんと設けることにより、スムーズな制度移行は可能である。」といったような文をここに敢えて付け加えさせたというのが一点目である。それから二点目の3%枠の学区内受検者とそれから学区外から3%を利用された生徒の学力というのか、これは一概には言えないと思うが、ただ大まかな選抜の仕組みを申し上げますと、学区内の受検者であろうと、それから3%を使った生徒であろうと一緒の土俵で選抜する。であるから入学試験結果とあとは内申書というのがあっていずれも点数化される仕組みになっており、その言い方は荒っぽいかもしれないが、合体した点数があってそれで上から決めていくと、そうするとその中に3%で受検した人がいる、そうすると3%の枠があるので枠一杯でそれで終わりと、まだ合格ラインの中にいても枠が満たされればその人は3%枠は不合格と、逆に3%枠で入ったが合格ラインに満たないという3%枠の方はそれは不合格ということになるということ、であるからどの辺に位置付けされているかというのはなかなかそれは、ただ一般的に外部から3%枠を挑戦される生徒であるので、それなりの生徒さんかなあというのは推測はされる。

小野寺委員 そうすると3%枠で受検するとハードルが高くなるということか。
教育企画室長 少なくとも学区内の生徒と比べれば枠があるのでそういうことになる。
小野寺委員 他県の状況に関することであるが、答申の4ページに「法制度の改正・全

国の動向等」ということで数字が出ているが、これを足してみたら撤廃，拡大，撤廃又は拡大で検討しているというのは28になっている。28の都道府県になっているが、これは全国的な流れと受け止めてもいいのかなあと思うところもあるが、ただ各県の状況の違いはあると思うが、例えば宮城の答申の場合は学校選択の自由の拡大というのが大きな理由になっている。これはどうなのか各県もそうした根拠なのかというのが一つ、それから二点目はいわゆる撤廃するに当たって、やっぱり導入した県も例えば懸念事項として指摘されているような特定地区への集中とかあったのかなあと推察されるが、何かその辺の参考となる対応策があるのかどうか、情報のある範囲でお伺いしたい。

教育企画室長　　まず導入した理由は、それぞれ確認はしていないがホームページとかを見るとやっぱり学校選択の自由の拡大というのがほとんど入っており、それが大きな理由だと思っている。間違いないと思う。それから他の既に撤廃を導入した他都道府県の状況、実はこれも審議会に宮城県が調査した結果があり出している。今言われたとおり懸念事項について他の10県であるが、同じような懸念事項が出されている。懸念事項については、同じような状況である。それから対策の話であるが、これもそれぞれ取っており、今手元にある滋賀県のやつがすごく分かりやすいのがあったが、口頭で申し訳ない。やはり懸念事項として本県と同じような集中とかというのがあり、その必要な対策として答申で書いているのと同じようなものであるが、五つほど大きく挙げており、一つは特色ある学校づくりの一層の推進が一つ、それから各地域の事情等への配慮、それから学校間や地域との連携の推進、それから進路指導等の充実、といったようなことが書いてある。まあ特色ある学校づくりの一層の推進というのはすごく大きいようである。他のやつは手元にない。申し訳ない。

小野寺委員　　それは資料があったら後でいただければ判断の材料になると思う。それから3点目であるが、私は今回の答申は総合的に練られているとは思っている。そういうふうな受け止め方をしているが、ただちょっと読んでみて私は読み方が足りないかもしれないが、高校と地域の関係について、ちょっと文言に出ているが、そこにもうちょっと踏み込んでもらいたかったなあという考えはある。そこが欠けてなかったかなあと思う。それでそれは意見になるので差し控えるが、いわゆる今回の答申で地方では学校の統廃合が進むのではないかというような意見も聞かれる。要するに生徒の流出とかを心配してのことだと思うが、さっきデータをもらったがただ少子化の進行で、今後例えば学級減というのは避けられない形だと思う。統廃合は別にして、学級減というのは当然出てくる訳である。だからいわゆる地方で統廃合が進むのではないかという心配な行為に対してどっかで示していく必要があるのかなあと思う。

私は勿論関連はするけれども学区制とは別の視点から考える問題ではないかなあとも思ったりしているが如何か。

鈴木次長 前回の常任委員会でも同じような、前回の常任委員会というか常にそういう話は出てくる。それで今の県立高校の将来構想というのは22年までであるが、専門の高校については既に答申があって専門高校の在り方というのをしっかり考えるというふうな話になっているが、普通高校も含めて今小野寺委員がおっしゃったように今少子化という話があったが、先程児童生徒の数というのがまさにおっしゃったように学級減とかそういう小手先の話ではどうにも対応しきれないという状況があって、統廃合という言葉が適切かどうかはあるが、各地区毎に適切な高校の配置とか、そういうのは早急に検討していかないと10年先、15年先というか、将来に向けての展望がなかなか見出せない時期にはあるというふうには思っている。

矢吹次長 今の意見で宮城県の子どもたちをどう育てるか、その地域をどう産業も含めて守り育てる、人材を育てる一つの地域の力が落ちてきたのではないかなというのが今までの非常に大きな課題であった訳である。そういう意味ではそういう話は論議を今これからやらなければならないし、当然今一番大きな課題である。しかも少子化であると、それを今学区の話とごちゃごちゃになってしまうと大変大きな問題になってしまう。やはり学区は学区の問題として処理していかなければならない。地域の子どもを育てるということは学校の統廃合という部分は出てくるかもしれない。例えばある地域は現在千人いて、十何年後に五百人を切ってしまうという状況がある。それはまた学区制とは違う話である。そこをちょっと区別して論議していかないと大きな問題だろうと、ただ県教委としてはその地域の学区がなくなると、もしそういう結論が出た時にどう対応するかとなった時に、基本的にはその卒業する地域の中学生の生徒の定数をその地区内にはきちっと高校を配置しなくてはならない、これは県教委のあくまでも使命だろうと思っている訳である。そういう規模の学校をきちんと再編していくという方向になるのかなあと思う。

委員長 それは次回の意見等聴取会の時の我々の意識のまとめであり、そういう出た意見の中からこっちでこれについてはどういう意味だということを質問する立場になるので、うちとしてははっきりした回答というのは、考え方というのは関心をしないでいくというのが趣旨である。まあ、今こう議論をするというのは大変いいことである。

佐々木委員 小野寺委員が質問されたこととちょっと関係あるが、具体的にはその3%枠という範囲はもう皆さん超える位色んな地域からお出でになって、今まで沢山移動はあったのか。

教育企画室長 それが先程の資料4である。説明をしなかったので申し訳ない。5ページ

を御覧いただくと中程，表の 2 - 1 という，これは 18 年度の地区間の移動状況をここに書いている。ちょっと分かりにくいところであるが，3 % 卒人数というのが左側にあり，その下に南部地区から中部南に行ったのが 32 名というふうに理解していただきたいと思う。その右，南部地区から中部北に 4 名，北部，東部が行っていなくて合計 36 名行っている。それから中部南地区からというところを見てみると，南部地区に 3 名，それから中部北に 14 名，合計が 17 名というふうな見方をしていただければと思う。

佐々木委員　　そうすると 3 % 卒を超えるほどの希望者は実際には移動していないということか。ようするに 3 % 卒を満たしていないと，超えるような状況になってきている訳ではなかったのか。

教育企画室長　　そうである。表の 1 を御覧いただきたい。その理由は色々あるんだろうと思う。一番最後の (3) の「生徒にとっての活用のしにくさ」というのが，随分この辺が審議会で議論されたようである。

小野寺委員　　充足されているのはほとんど仙台である。

教育企画室長　　一部松山とか南郷があるが，ほとんどは仙台市内の学校である。

小野寺委員　　活用が低調なのか，この卒の設定そのものがどうだったのか，活用しづらいのか，さっき私が質問したことと関連があるが，各学校 10 人位である。したくてもできないところもない訳ではない。しかも一般入試でこれを使うとなったらかなり難しいと思う。ハードルが高いというのはそのことである。だから低調なのか，活用しづらいのか，そういう卒の問題なのかであると思う。

委員 長　　今日最後にもらったこの附則資料 1，他県における状況の調査であるがこれも今後のことには参考になる。

鈴木次長　　今小野寺委員から色々質問があったが，まだ大分時間があるので，意見聴取もあるし，色々な疑問点というかこういう資料があったらというのは各委員出てくると思う。それは室長の方に随時電話でも F A X でも何でも結構であるので我々対応できる分はさせていただきたいと思う。何度かもう資料は差し上げているので少し整理をしていただく必要はあるかと思う。

委員 長　　この間の議会においても私もいつ頃からやるのかなんて言われたが，とてもじゃないが今そういう時期をいう段階ではないということで，色々な意見をやっぱり聴いて持っていかなければならない。

小野寺委員　　ただ答申とか資料では読み取れないことがある。例えば今の普通高校の推薦がどうなるのかなあと思ったりする。その辺りの問題とか色々課題とする問題がある。そういうことで教えてほしい。

委員 長　　これを基にまた勉強してみたい。

11 次期教育委員会の日程について

平成19年1月24日(水)午後2時から

12 閉 会 午後4時29分

平成19年1月24日

署名委員

署名委員